

茨城工業高等専門学校感謝状贈呈規則

〔平成25年11月12日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）が行う感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定める。

(贈呈の基準)

第2条 感謝状の贈呈は、本校の教職員以外の者で、次の各号の一に該当するものについて行う。

- (1) 本校の教育、研究、課外活動、福利厚生等において、多大な貢献があった個人又は団体
- (2) 本校の地域連携及び国際化において、多大な貢献があった個人又は団体
- (3) 本校の学生及び教職員の生命、身体等に対する危険を防止した個人又は団体
- (4) 本校の運営のために、金銭にあつては概ね100万円以上、物品等にあつては概ね100万円相当以上の寄附又は寄贈を行った個人又は団体
- (5) その他本校の発展に多大な貢献があった個人又は団体

(被贈呈者の推薦)

第3条 被贈呈者の推薦は、別紙様式第1の推薦書により、その都度、副校長、センター長、学科長、一般教養部長及び事務部長が校長に行う。

(被贈呈者の選考)

第4条 被贈呈者の選考は、運営会議の議を経て、校長が行う。

(感謝状の贈呈)

第5条 校長は、前条の規定により感謝状の贈呈を決定したときは、速やかに別紙様式第2の感謝状を贈呈する。

(事務)

第6条 感謝状の贈呈に関する事務は、贈呈の事由に係る業務を主として担当する課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年11月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別紙様式第1

推 薦 書

平成 年 月 日

茨城工業高等専門学校長 殿

推薦者 職 名
氏 名

印

茨城工業高等専門学校感謝状贈呈規則第3条の規定に基づき、下記の者を被贈呈候補者として推薦します。

記

1 氏 名 (団体名)

2 推薦理由

3 規則該当条項 (該当する条項に○を付してください。)

規則第2条 [第1号 第2号 第3号 第4号 第5号]

